

令和4年 第4回

福岡市城南区選挙管理委員会

令和4年3月25日(金)

午前10時00分から

1 議 題

- (1) 福岡市城南区選挙管理委員会委員長の退職の承認について (議案第7号)

2 その他

- (1) 次回以降の委員会日程について (予定)

令和4年3月30日(水) 午後4時00分から

令和4年4月20日(水) 午前10時00分から

本文中の略語表記について

法…公職選挙法

令…公職選挙法施行令

議題 (1)
議案第 7 号

福岡市城南区選挙管理委員会委員長の退職の承認について

令和 4 年 3 月 29 日をもって福岡市城南区選挙管理委員会委員長が退職することにつき、地方自治法第 185 条第 1 項の規定により、委員会の承認を求める。

令和 4 年 3 月 25 日

福岡市城南区選挙管理委員会
委員長 大 石 司

(根拠)

- ・ 議決 地方自治法第 185 条第 1 項の規定による。

○地方自治法（抜粋）

(退職)

第 185 条 選挙管理委員会の委員長が退職しようとするときは、当該選挙管理委員会の承認を得なければならない。

(会議)

第 189 条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、委員会の同意を得たときは、会議に出席し、発言することができる。